

鎌倉市総合計画策定委員会設置要綱（案）

※現在、要綱改正の手続き中です。

（趣旨及び設置）

第1条 この要綱は、本市の総合計画策定のための審議をするため、鎌倉市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、鎌倉市総合計画条例（平成 24 年 6 月条例第 1 号）の例による。

（所掌事務）

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想、基本計画の基礎指標に関する事項
- (2) 基本構想、基本計画の素案及び案の策定に関する事項
- (3) その他基本構想、基本計画の策定に関し必要な事項

（構成）

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 主管の副市長
 - (2) 副委員長 他の副市長及び経営企画部長
 - (3) 委員 鎌倉市事務分掌規則（平成 8 年 3 月規則第 27 号）第 6 条第 1 項及び第 16 条第 3 項第 1 号に規定する部長（前号に掲げる者を除く。）、消防長、鎌倉市教育委員会事務分掌規則（平成 8 年 3 月教委規則第 6 号）第 5 条第 1 項に規定する部長、議会事務局長、担当部長並びに会計管理者、選挙管理委員会事務局長及び監査委員会事務局長
- 2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

（職務）

第5条 委員長は、会議を招集してその議長となり、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代理する。

（意見の聴取）

第6条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を設置し、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会の委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。それぞれの指名は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、その部会の委員のうちから委員長が指名する。

(2) 副部会長は、部会長を除くその部会の委員のうちから部会長が指名する。

4 第5条及び前条の規定は、部会長及び副部会長の職務及び部会の意見の聴取について準用する。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第8条 部会長は、部会長の指名する職員をもってワーキンググループを設置し、その所掌事務について部会の委員を補佐させることができる。

2 ワーキンググループについて必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会並びに部会及びワーキンググループの庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成6年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。